

令和 8 年度宮城県地域医療構想推進支援業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度宮城県地域医療構想推進支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

3 委託業務の目的

本業務は、新たな地域医療構想の推進に向け、病院間連携等による地域医療提供体制強化を目指すモデルケースとなる取組を支援することを目的とする。

4 委託業務の内容

（1） 仙南医療圏の救急医療提供体制に関する業務

仙南医療圏は県内において人口 1 0 万人当たりの医師・看護師数が最も少なく、また、平日夜間、休日の初期救急体制も十分とはいえないことから、医療圏内の各病院において多くの救急患者の受入れを行い、医療提供体制を維持している。

中でもみやぎ県南中核病院では、当該医療圏において最も多くの救急患者を受け入れているが、当該病院は当該医療圏で唯一の三次救急医療機関であり、本来担うべき救急医療に支障を来す可能性も指摘されていることから、医療圏内において、いわゆる下り搬送等による医療機関間の連携体制を整備し、持続可能な医療提供体制を構築する必要がある。

このような状況を踏まえ、現在、仙南医療圏では、医療圏内の病院が連携し、みやぎ県南中核病院から各病院への下り搬送等を円滑に行う取組（以下「取組」という。）が進められているところであり、当該取組を整理・可視化・最適化するに当たり必要な以下の業務を行う。

ア 業務内容

（ア） データ収集業務

取組を実施する医療機関と協議の上、データを収集すること。

なお、収集するデータとしては、以下を想定している。

- ・仙南医療圏における下り搬送の実施状況及び救急搬送実績
- ・他圏域（全国含む）において、下り搬送が円滑に実施できている事例及び困難となっている事例の収集・提供
- ・その他、必要に応じ、病院等へのヒアリングを実施し、現在の運用状況及び課題を把握すること

発注者から提供可能な主なデータは次のとおりである。

【発注者から提供可能なデータ】

- ・時間帯別の救急搬送件数、消防本部別の救急搬送件数、救急搬送に係る搬送時間、傷病程度・年齢区分別の搬送件数等の救急搬送データ
- ・病床機能報告
- ・その他（必要に応じて提供）

(イ) データ分析業務

取組を実施する医療機関と協議の上、(ア)で収集したデータの分析を行い、取組の対象患者の選定基準、受入先医療機関との連絡調整方法、搬送手段、時間帯や曜日による運用可否、急変時対応等について、検証し、改善案を提示すること。

(ウ) 下り搬送のシミュレーション

取組を実施する医療機関において進められている下り搬送のシミュレーションについて、複数の運用パターンを比較し、現場で実装可能な形に整理すること。

(エ) シミュレーション結果の分析、実行支援

(ウ)のシミュレーション結果を分析し、下り搬送の運用フロー、対象患者の選定基準、病院間の連絡調整方法等について整理し、関係医療機関による運用開始に向けた支援を行うこと。

(オ) モデルケースとしての取りまとめ

(ア)から(エ)までの業務結果について、実施体制、課題、対応策、効果及び他医療圏への展開に当たり、留意点を整理した報告書及び説明資料を作成すること。

イ 実施スケジュール

取組を実施する医療機関と協議の上、決定する。

(2) 医療連携支援等プラットフォーム構築に関する業務

仙台医療圏に含まれる富谷・黒川地域（富谷市、大和町、大郷町、大衡村の区域をいう。以下同じ）は、救急・急性期機能を担う総合病院が立地しておらず、救急搬送の80%以上が仙台市内の病院に搬送され救急搬送時間が県平均を上回るなど、地域内での医療完結が困難な地域である。

令和7年5月に富谷市が急性期病院の公募を表明し、結果として学校法人東北医科薬科大学が富谷市内に新たな病院（以下「新病院」という。）を開設することになった。また、病院誘致に当たり、富谷市及び関係町村、公立黒川病院、黒川医師会等は「医療連携支援等プラットフォーム」を構築し、新病院との病院連携、地域医療連携等の推進を支援することとしている。

そこで、「医療連携支援等プラットフォーム」における議論や医療機関その他の関係機関同士の連携が円滑に進むよう、以下の業務を行うこと。

ア データ収集・分析業務

(ア) 以下のデータを収集すること。

- ・富谷・黒川地域に存在する医療資源及び医療との連携が必要となる介護施設等の状況
- ・富谷・黒川地域住民の医療受療動向
- ・特に仙台市北部地域の病院が担っている富谷・黒川地域に対する医療サービスの状況
- ・「医療連携支援等プラットフォーム」構成員の協力を得ながら、上記を含めた分析に必要なデータを収集すること。

(イ) データ分析業務

(ア)で収集したデータをもとに、富谷・黒川地域における医療提供体制の課題を洗い出し、公表されている新病院の機能を前提に、富谷・黒川地域において完結を目指すべき医療と主に仙台市北部地域も含めて提供されるべき医療を整理した上で、新病院も含めて富谷・黒川地域内で構築すべき医療提供体制（必要に応じて介護施設等との連携を含む）を提案すること。

(ウ) 「医療連携支援等プラットフォーム」の運営支援

(イ)の提案をもとに、「医療連携支援等プラットフォーム」の事務局を担う富谷市と連携しながら、「医療連携支援等プラットフォーム」会議等に参加し、構成員同士の共通認識の醸成に

努めるとともに、(イ)の実現に向けた議論が円滑に進むよう、医療に関する専門知識が必要とされる、構成員の要望に基づく資料調製や構成員同士の打ち合わせに参加するなど、意見調整等を行うこと。

(エ) 報告書の作成

(イ) 及び (ウ) を通じて得られた成果をもとに、以下の項目を整理すること。

- ・ 富谷・黒川地域における医療提供体制上の課題とその要因
- ・ 新病院開設が、富谷・黒川地域の医療提供体制に与える影響
- ・ 新病院開設を前提に、富谷・黒川地域で目指すべき医療提供体制(医療機関連携の在り方)
- ・ 上記方策により期待できる効果

イ 実施スケジュール

「医療連携支援等プラットフォーム」構成員と協議の上、決定する。

(3) その他

(1) 及び (2) のほか、公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容については、発注者と協議の上、実施すること。

5 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。

6 成果物の帰属、利用及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者はあらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(2) 成果物の利用

発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとし、二次的な利用も可能とすること。

(3) 受注者は、本業務により知り得た情報を本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(4) 個人情報の取扱いについて

受注者（再委託をした場合の事業者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

7 成果物の納品及び業務完了報告書の提出

次の成果物を発注者に納品すること。

業務名	成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
共通	業務完了報告書 ※1	紙 電子データ	1部 一式	委託期間満了日
仙南医療圏の救急搬送医療提供体制に関する業務	実施計画書	電子データ	1式	契約締結後2週間以内
	分析データ ※2	電子データ	1式	分析完了後、随時
	モデルケースとしての取りまとめ資料	電子データ	1式	委託期間満了日の2週間前
地域医療連携支援等プラットフォーム構築に関する業務	実施計画書	電子データ	1式	契約締結後2週間以内
	分析データ ※2	電子データ	1式	分析完了後、随時
	4(2)ア(エ)における報告書	電子データ	1式	協議の上決定する

※1 業務全体の実施概要、経過、実績について記載すること。

※2 作成したデータは編集可能なデータ形式にするとともに、作成に用いたデータも納品すること。

8 その他

- (1) 受注者は分析の方向性・資料の作成イメージを発注者と十分に調整を行った上で業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 受注者は本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- (3) 本業務を行うに当たり、第三者との間に著作権等の各種権利に関する紛争が生じないよう、受注者が責任を持って調整すること。